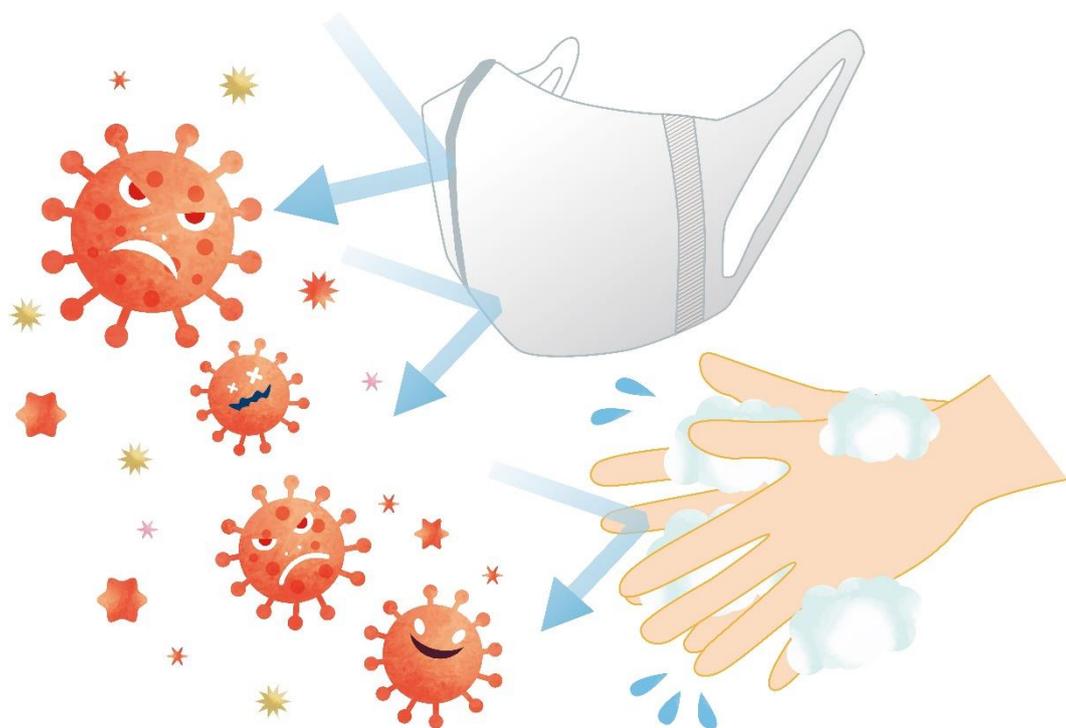


三木小学校
感染症予防ガイドライン
(新型コロナウイルス感染症)



三木小学校保健室
(2020.6.4 Ver.5)

＜目次＞

I. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について	
1. 新型コロナウイルス感染症とは	1
2. 感染経路	1
II. 学校における感染症対策	
1. 基本大原則	2
2. 以上を踏まえて学校で実施すること	3-4
III. 学校再開にあたって	
1. 朝の健康チェック	5
2. 給食について	6
3. 座席の配置について	6
4. 保健室・隔離室の利用について	7
5. 校内の消毒について	8
6. 特別教室の使用について	9
7. 新型コロナウイルス感染症対応フローチャート	10
8. 1日の流れ（児童・職員）	11
IV. 欠席・出席停止	
1. 児童（本人）の感染が判明又は濃厚接触者と認定された場合	12
2. 児童の同居者家族が濃厚接触者と認定された場合	12
3. 児童（本人）に発熱等のかぜの症状が見られる場合	12
4. 新型コロナウイルス感染への不安がある場合	12
5. 海外から帰国した児童への対応	12
6. 欠席・出席停止のフローチャート	13
V. 定期健康診断について	14
VI. 心のケアについて	14
VII. 感染者・濃厚接触者に対する偏見や差別の防止	15

別紙1：校内写真

別紙2：健康チェックカード

別紙3：コロナと熱中症

別紙4：「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

I. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について

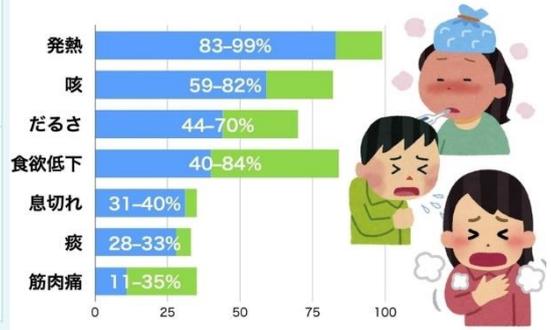
1. 新型コロナウイルス感染症とは

【ウイルス】 SARS-CoV-2

【潜伏期間】 1~12.5日（多くが5~6日程度）

【症状】

感染者に14日間の健康状態の観察を推奨

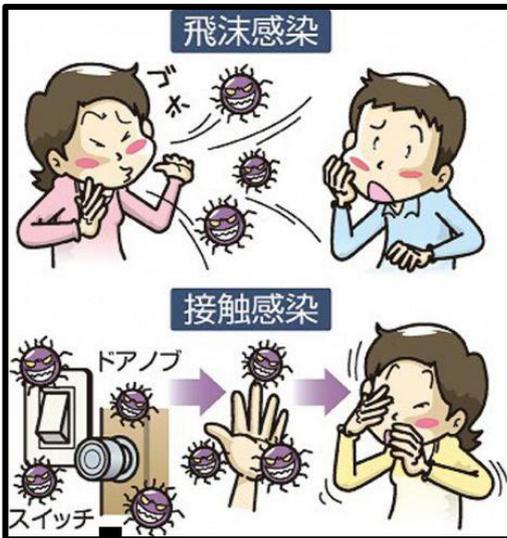


呼吸器症状が中心で、多くは軽症だが一部重症化することもある。

初期はかぜとの区別が困難な症状（発熱・呼吸器症状など）だが、改善なく持続、悪化する場合は注意。味覚・嗅覚異常、頭痛が出現することもある。

2. 感染経路

主に「飛沫感染」「接触感染」により感染する。「空気感染」は認められていない。



エアゾル感染の可能性も考えて、2m程度間隔をあけることが望ましい。

新型コロナウイルスは
プラスチックの表面では **最大 72 時間**
ボール紙の表面では **最大 24 時間** 生存する。

II. 学校における感染症対策

1. 基本大原則

- (1) 安全を第一に考え、発熱や咳等のかぜ症状がある児童や教職員は登校（出勤）しない。また、疑いのある児童や職員に対しても、感染拡大防止のための対応を速やかに行い、児童や教職員の間での接触を避けること。
- (2) 手洗いや咳エチケット等基本的な感染症予防対策を徹底する。
- (3) 集団感染防止のため、3つのポイント（※1）を遵守し、換気の悪い「密閉」空間、多くの人が「密集」する場所、近距離の会話での「密接」場面の3つの条件（※2）が同時に重なる場を避けた環境づくりに努めること。
- (4) 感染者・濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないように、児童及び教職員の人権に留意するとともに、個人情報の取り扱いにも留意すること。

※1 3つのポイント

「感染源を絶つこと」 「感染経路を絶つこと」 「抵抗力を高めること」

3つの【密】、絶対に避けて

換気の悪い
密閉空間



むんむん

大勢がいる
密集場所

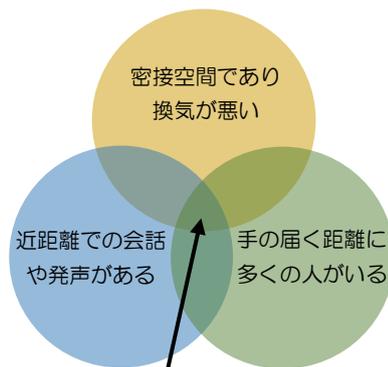


ぎゅうぎゅう

間近で会話する
密接場面



がやがや



※2 集団感染のリスクへの対応『3つの条件が同時に重なる場を避ける』

- 1 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底（飛沫を室内から排除する）
- 2 多くの人が手の届く範囲に集まらないための配慮（接触を避ける）
- 3 近距離での会話や大声での発声をできるだけ避ける（飛沫の吸い込み、接触を避ける）

2. 以上を踏まえて学校で実施すること

基本的な感染症対策（3つのポイントを踏まえて）

感染源を絶つこと

○検温等健康チェック

- ・登校前には、必ず自宅で検温し、発熱やかぜ症状がある場合は登校させない。

（別紙1：健康チェックカード使用）

発熱の基準については、原則家庭の判断によるが、学校では以下のように定める。登校後についても同様とする。

発熱基準

1. 平熱が 36.5°C 以上の児童 → 37.5°C 以上
2. 平熱が 36.4°C 以下の児童 → 37.0°C 以上
（健康チェックカードの平熱記載欄を確認する）

- ・登校したら職員室前で健康チェックカードを回収する。登校前に確認できなかった児童については、検温コーナーで検温及びかぜ症状の有無を確認する。（→Ⅲ-1）
- ・登校後に体調が変化した場合などは、必ず検温を行う。発熱の基準以下であっても、平熱より高い場合やかぜ症状がある場合は、自宅で休養する。（→Ⅲ-2）

○教員による活動中の健康観察とその対応

- ・朝の健康観察実施を徹底する。
- ・登校後に体調が悪くなった児童については、保護者に連絡して速やかに下校させる。なお、保護者が迎えに来るまでの間については、他の児童と接触しないように休養させる。（→Ⅲ-2）

感染経路を絶つこと

○学校における基本的な感染症対策の徹底

- ・ハンドソープによる手洗いを励行する。（登校時、給食の前後、教室に入る時、咳やくしゃみ、鼻をかんだとき、トイレの後、掃除の後、共有の物を触った時等こまめに行う）手洗い場に児童が集中しないように時間差を設ける等工夫する。蛇口は1つおきに使用する。（5・6年教室前は蛇口が少なく、密集の危険があるため、線に沿って間隔を空けて並ぶ。）
- ・食事の前には、給食当番はもとより、児童・教職員全員が手洗いを徹底する。（→Ⅲ-3）
- ・咳エチケットを徹底する。
- ・登下校時や学校生活ではマスクを必ず着用する。マスクを忘れた児童には学校のマスクを渡す。
- ・マスクを外したときは、ハンカチ等の上に置くか、机の横にかける。
- ・毎時間換気を行う。原則として窓を常時開放し、風通しを良くしておく。可能であれば、対角線上の2か所以上の窓・出入り口のドアを常にかけておくことよい。（空調使用時も換気が必要）
- ・天候等により常時開放が難しい場合でも休み時間ごとに換気を行う。
- ・衣服等による温度調節にも配慮する。
- ・教室内では、机を1mを目安としてできるだけ離すとともに、大声を出すことは控えるようにする。（→Ⅲ-4）

○校内の保健管理体制を整える

- 学校医及び学校薬剤師と連携し、**環境衛生を保つ**。
- 養護教諭は、手袋やマスクを着用して**校内の消毒**を実施する。（消毒用エタノールや次亜塩素酸水を使用）養護教諭不在時は、日直が行う。
 - a. 教室（机、いす、ドア取っ手、窓取手、黒板ふき、照明スイッチなど）
 - b. トイレ・手洗い場（水洗レバー、トイレトペーパーホルダー、蛇口など）
 - c. 体育館（児童が共用で使用する物品など）
 - d. 玄関（ドア取っ手など）
- **ボール遊びの後の手洗い消毒**を実施する。

（→Ⅲ-5）

抵抗力を高めること

- 十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるように指導する。
- こまめな水分補給のために、飲み物を持参する。申し出があれば、授業中にも水分補給を行うことを認める。

基本的な感染症対策（3つの条件が重ならないようにするために）

1 換気の徹底

教室のこまめな換気を実施する。

- 毎時間換気を行う。原則として窓を常時開放し、風通しを良くしておく。可能であれば、対角線上の2か所以上の窓・出入り口のドアを常に開けておくことよい。（空調使用時も換気が必要）
- 天候等により常時開放が難しい場合でも休み時間ごとに換気を行う。
- 衣服等による温度調節にも配慮する。

2 密集しないための工夫

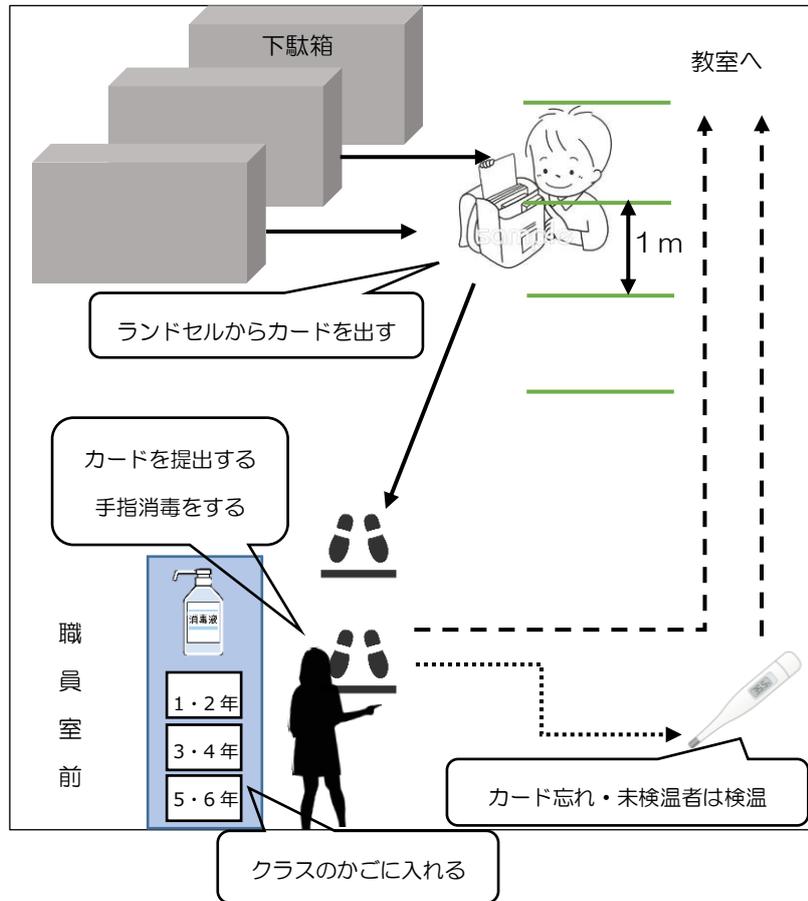
- 活動場所、活動グループ等の設定を工夫し、児童の間隔が十分確保できるようにする。集会等で並ぶ際は、**両腕を広げて手がぶつからない程度の間隔（1～2m）あける**。（→Ⅲ-4）
- 学校行事は感染防止に努め、実施時期の延期や実施形態、実施方法の工夫などの検討をする。
- 長時間一緒に活動することによる感染リスクを避けるために、短時間の活動となるよう配慮する。

3 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等

- やむを得ず近距離で会話が必要な場合には、飛沫を飛ばさないよう、**マスクを装着**する。

Ⅲ. 学校再開にあたって

1. 朝の健康チェック



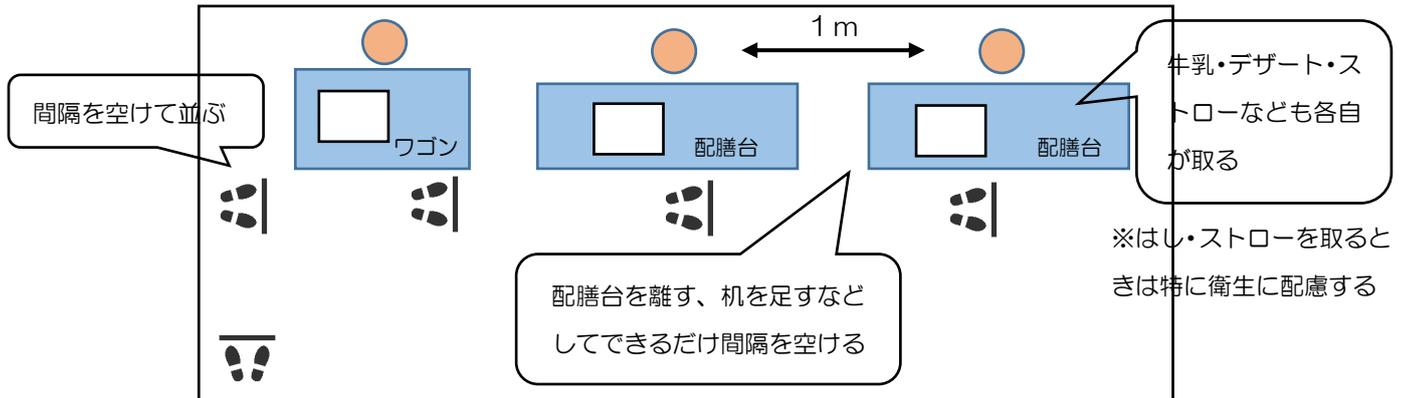
間隔を空けて並び 提出ルート 検温ルート 教室へ

- ①児童は、靴を履き替えたら、廊下でランドセルからカードを出す。その際、表示に沿って1 m程度間隔を空けるよう指導する。
 - ②カードを持って、マークに沿って1列に並び、カードを提出する。アルコール手指消毒をして教室へ行く。
 - ③カードを忘れた児童、未検温の児童はその場でいすに座り検温し記入する。(非接触体温計でも可)
- ☆発熱やかぜ症状があった場合
- 隔離室(音楽室)で待機させ、保護者に連絡しなるべく早く迎えに来ていただくよう依頼する。
- ④カードはクラスごとのかごへ回収する。
 - ⑤担任はチェック欄に記入し、カードは下校までに児童に返却する。かごは職員室前の机に戻す。

健康チェックカードは月末に回収し学校保管

2. 給食について

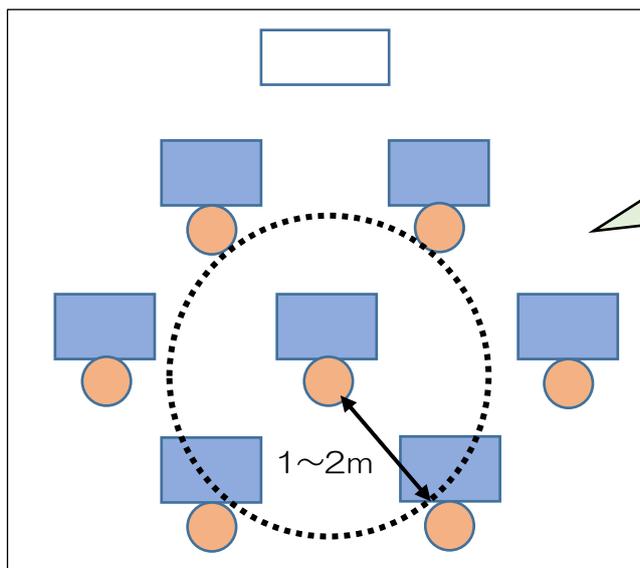
食事の前には、給食当番はもとより児童全員がハンドソープによる手洗いと手指消毒、マスク着用を徹底する。給食の配膳を行う児童は、「給食チェック票」を用いて、体調・衛生を点検する。



- 座席の間隔を1mを目安にできるだけ空ける。
- 飛沫を飛ばさないように会話を控える。
※食事はマスクを外すことから、近距離で会話をする状況は特に感染リスクが高い。
- 自分の皿に盛られた給食のみを食べ、減らしたりおかわりは基本的になしとする。食べきれなかった分は残してよい。
- 歯みがきは、密集を避け、飛沫が飛ばないように留意する。蛇口は1つおきに使用する（5・6年教室前以外）。使用後のハブラシ・コップはよく水洗いし、水気を切り、各自のコップ袋で保管する。手洗い場のコップ掛け・歯ブラシ掛けは使用しない。
- 音楽室（隔離室）使用時は、2階のワゴン返却は立入禁止表示の手前までとする。
- 給食エプロン・帽子は、持ち帰らず金曜日に学校で洗濯する。

3. 座席の配慮について

教室等において座席間を離して着席する等、できるだけ児童間の距離を離すよう配慮する。



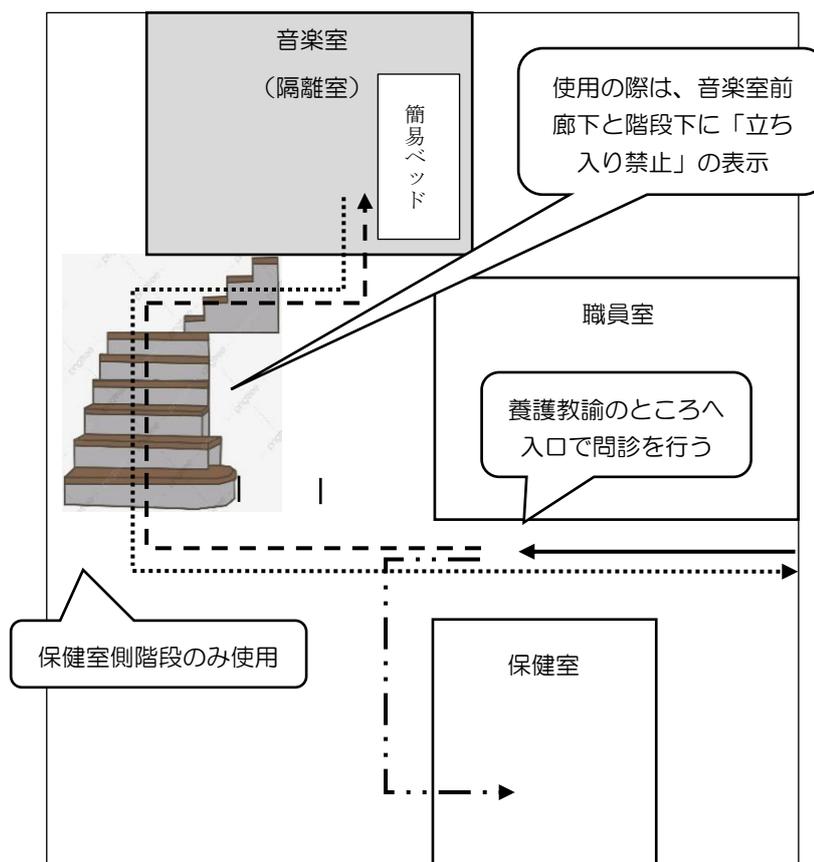
特別教室では、児童が向き合って座らないよう、交互に席を使う等工夫する。

- 座席間を1~2m以上離す（木タイル3マス~4マス）
- 交互に着席させる

※咳エチケットを行っていない場合、くしゃみや咳の飛沫は約2mの距離まで届くため、咳エチケットを行ったうえで児童同士の距離を1~2m以上保つように配慮する。



4. 保健室・隔離室の利用について



————→ 職員室へ - - - -> 保健室ルート - - - -> 音楽室ルート > 早退ルート

- ①体調不良児童は、できるだけ担任が付き添って職員室に連れていき、入口で養護教諭が問診する。
- ②感染の疑いがある児童は、保健室前階段を使い、音楽室（隔離室）で休養・待機させる。
- ③音楽室から退室する際は、保健室前階段を使い、玄関へ出る。
- ④感染の疑いのない児童は、保健室で応急処置を行う。けがの処置については通常通り行う。

☆保健室前階段は表示がある時は通行禁止。音楽室は当面の間使用禁止。

- | | | | |
|-----------------|--------|----------|--------|
| ○音楽室（隔離室）にあるもの | | | |
| ・簡易ベッド | ・枕 | ・毛布 | ・洗面器 |
| ・ティッシュ | ・救急セット | ・体温計 | ・手指消毒液 |
| ○音楽室（隔離室）前にあるもの | | | |
| ・手指消毒液 | ・環境消毒液 | ・マスク | ・手袋 |
| ・エプロン | ・雑巾 | ・ペーパータオル | ・ゴミ袋 |
| ・フェイスシールド | | | |

5. 校内の消毒について

養護教諭は、1日1回以上（児童が下校した後）、手袋やマスクを着用して校内の消毒を実施する。養護教諭が不在時は、日直が行う。

◎消毒用エタノール ◎次亜塩素酸ナトリウム ◎界面活性剤 ◎（次亜塩素酸水）

※次亜塩素酸ナトリウムで清拭する場合の留意点

次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度0.05%～0.5%）で浸すようにペーパータオル等で拭いた後、金属の腐食を防ぐため水拭きを行う。消毒を行うときは十分に換気を行う。

※界面活性剤＝直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム、アルキルグリコシド、アルキルアミンオキシド、塩化ベンザルコニウム（オスバン）、ポリオキシエチレンアルキルエーテル

- ・住宅家具用洗剤：マジックリン、ジョフレ、スクラビング、ルーキー、バスピカなど
- ・台所用合成洗剤：キュキュット、ジョイ、キーラ、チャーミー、フレッシュなど

※次亜塩素酸水は現時点において有効性は確認されていない。噴霧や皮膚に使用することは科学的根拠がないため控える。

a. 教室



b. トイレ・手洗い場



c. 体育館（児童が共用で使用する物品など）

d. 玄関



消毒の際は、マスク・手袋を着用する。

感染の疑いが強い場合は、

- ・防護服（保健室保管）
 - ・フェイスシールド（音楽室前、保健室保管）
- を着用する。



6. 特別教室の使用について

学年を超えての感染拡大を防ぐため、特別教室使用前後は手洗い・手指の消毒を徹底する。環境消毒については、普通教室と同様とする。

音楽室を隔離室として使用する

発熱・かぜ症状等、新型コロナウイルス感染症の疑いがある児童は、保護者が迎えに来るまで音楽室で休養・待機することとする。当面の間、授業で音楽室の使用はできない。

○図書室について

- ・利用前後に手洗い（アルコール消毒）を行う。
- ・利用時間帯の分散等の密集を避ける配慮を行う。

○体育館について

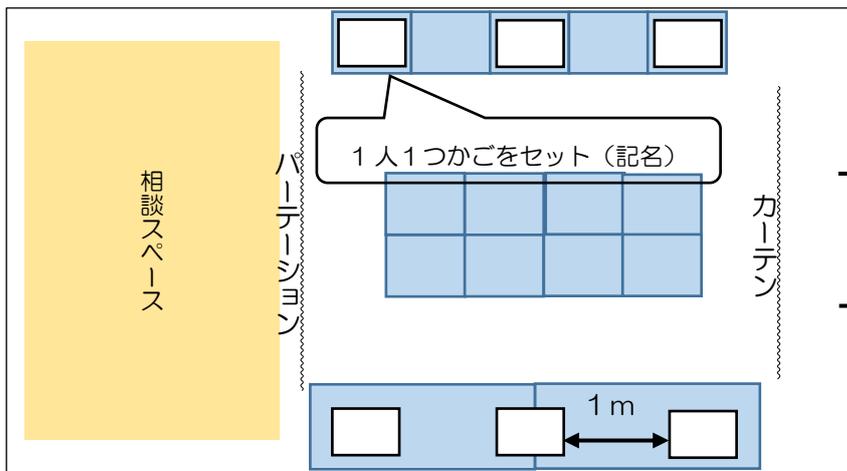
「体育館での遊び方～次のことを守って楽しく遊ぼう！～」(生徒指導より) 参照

○更衣室について

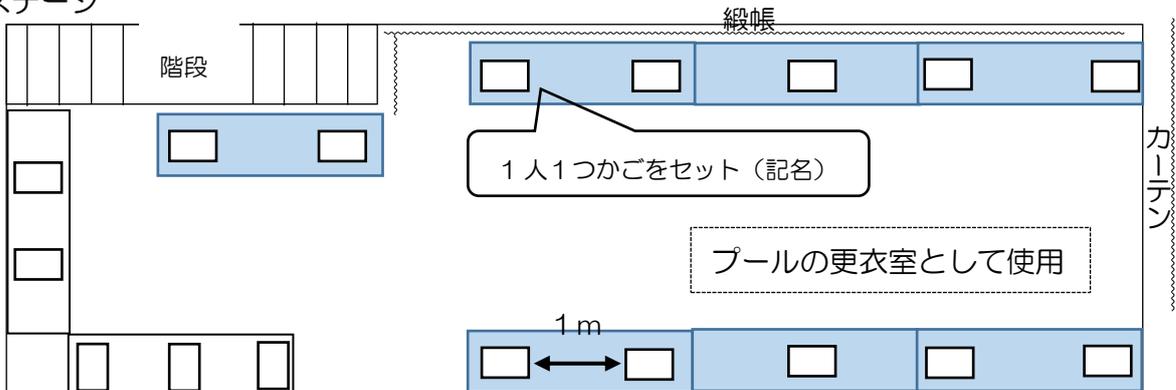
1～4年	5年男子	5年女子	6年男子	6年女子
教室	教室	体育館ステージ	教室	相談室

- ・密集を防ぐためかごを設置する。
- ・教室で着替える児童は、各自の机で行う。

相談室



体育館ステージ



8. 1日の流れ（職員・児童）

職 員	時 間	児 童
<input type="checkbox"/> 検温・体調チェック	自 宅	<input type="checkbox"/> 検温・体調チェック <input type="checkbox"/> 健康チェックカードに記入 <input type="checkbox"/> ハンカチ・ティッシュ・水筒を用意 <input type="checkbox"/> マスクをつける
<input type="checkbox"/> 出勤後、手洗い・うがい・手指消毒 <input type="checkbox"/> 体温を記入する <input type="checkbox"/> 健康チェックカードを確認する ・ 忘れた児童には検温と健康チェック ・ 体調不良や発熱がある場合は家庭に連絡し早退させる		登 校
<input type="checkbox"/> 健康観察を行う	朝の会	<input type="checkbox"/> 健康観察を行う ・ 症状がある場合は必ず伝える
<input type="checkbox"/> 3密を避けた授業を行う 1 換気の徹底 （常時開放） 2 密集しない工夫 （ペア活動は控える、座席間を離す） 3 近距離での会話や発声の際のマスクの着用 （教材や物品の共有は控える）	授業中	<input type="checkbox"/> 3密を避けた授業を受ける 1 換気の徹底 2 密集しない工夫 3 近距離での会話や発声の際のマスクの着用
<input type="checkbox"/> 体調不良や発熱がある場合は早退させる <input type="checkbox"/> けがの対応は通常通り	（保健室）	<input type="checkbox"/> 体調不良や発熱がある場合は早退する <input type="checkbox"/> けがをした場合は養護教諭まで
	長休み	<input type="checkbox"/> 3密を避けて遊ぶ <input type="checkbox"/> 手洗い・うがい・手指消毒
<input type="checkbox"/> 手洗い・うがい・手指消毒 <input type="checkbox"/> マスクを着用する <input type="checkbox"/> 給食チェック表を確認する	給 食	<input type="checkbox"/> 手洗い・うがい・手指消毒 <input type="checkbox"/> マスクを着用する <input type="checkbox"/> 給食チェックを行う <input type="checkbox"/> 前を向いて会話を控えて食べる <input type="checkbox"/> 減らす・おかわりはしない
	昼休み	<input type="checkbox"/> 3密を避けて遊ぶ <input type="checkbox"/> 手洗い・うがい・手指消毒
<input type="checkbox"/> 窓を開け、換気をしながら行う <input type="checkbox"/> マスクを着用する <input type="checkbox"/> 手洗い・うがい・手指消毒	そうじ	<input type="checkbox"/> 学年ごとに掃除を行う <input type="checkbox"/> 窓を開け、換気をしながら行う <input type="checkbox"/> マスクを着用する <input type="checkbox"/> 手洗い・うがい・手指消毒
<input type="checkbox"/> 環境消毒を行う	下校・放課後	<input type="checkbox"/> 3密を避けて下校（玄関・下校中） <input type="checkbox"/> 帰宅したら手洗い・うがい

V. 定期健康診断について

児童生徒等の定期の健康診断の実施は、毎学年、6月30日までに実施することになっているが、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、**当該年度末日までの間に可能な限りすみやかに実施**することができる。

- ・ 検診会場に一度に多くの人数を入れないようにし、1m以上開けて整列させる。
- ・ 不要な会話や発声を控える。

身体計測、視力検査、聴力検査・・・4/8 済

心臓検診（1年）・・・4/7 済

眼科検診（1年）・・・7/2 8:25～

耳鼻科検診（1年）・・・7/7 13:10～

内科検診・・・7/9 13:30～

歯科検診・・・7/30 13:30～

尿検査・・・1次6/8回収 2次6/23回収

体重測定（6月）・・・未定

※内科検診後、プール可能（1年生は心臓検診の結果が出てから）

※健康診断の詳細については別紙で提案

○健診用マスク・フェイスシールド・手袋・アルコール消毒（市教委より）の使用はドクターの判断による
○器具の消毒は学校の煮沸消毒で対応する

VI. 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組む。

スクールカウンセラー 藪下先生の来校日 【木曜日 10:00～12:00】
5/21、6/4、6/18、7/2、7/30、8月中に1回、9/3、9/17、10/1、10/29、11/12、11/19、12/3、12/24、1/14、2/3（水）午後、2/18、3/4

相談機関	TEL	受付時間
加賀市教育委員会 学校指導課	72-7886	平日 8:45～17:15
加賀市青少年心の電話	73-0117	平日 9:00～17:00
石川県教育委員会 24時間子供SOS相談テレホン	076-298-1699	24時間
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間
金沢地方法務局 子どもの人権110番（法務省） みんなの人権110番	0120-007-110 0570-003-110	月～金 8:30～17:15 24時間
石川県警少年サポートセンター いじめ110番 ヤングテレホン	0120-61-7867 0120-497-556	24時間 月～金 9:00～17:45

Ⅶ. 感染者・濃厚接触者に対する偏見や差別の防止

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにする。

【参考】

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020.3.19 抜粋）

Ⅲ 提言等 2. 市民と事業者の皆様へ

（2）感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めてください。報道関係者におかれましては、個人情報保護と公衆衛生対策の観点から特段の配慮をお願いします。

感染症対策に取り組む医療従事者が、差別等されることのないよう、市民等は高い意識を持つことが求められます。

別紙1：校内写真





別紙2：健康チェックカード

健康チェックカード					
()年 名前 ()					平熱 . 度
月日	今朝の体温	風邪の症状なし	同居家族に 風邪の症状なし	保護者の サイン	担任確認
記入例 4月6日	36.5度	○	○	加賀	サイン
6月 1日 (月)	. 度				
6月 2日 (火)	. 度				
6月 3日 (水)	. 度				
6月 4日 (木)	. 度				
6月 5日 (金)	. 度				
6月 8日 (月)	. 度				
6月 9日 (火)	. 度				
6月10日 (水)	. 度				
6月11日 (木)	. 度				
6月12日 (金)	. 度				
6月15日 (月)	. 度				
6月16日 (火)	. 度				
6月17日 (水)	. 度				
6月18日 (木)	. 度				
6月19日 (金)	. 度				
6月22日 (月)	. 度				
6月23日 (火)	. 度				
6月24日 (水)	. 度				
6月25日 (木)	. 度				
6月26日 (金)	. 度				
6月29日 (月)	. 度				
6月30日 (火)	. 度				

体温が37.0度から37.4度の場合は念のため再計測をお願いします。

新型コロナウイルスの主な症状

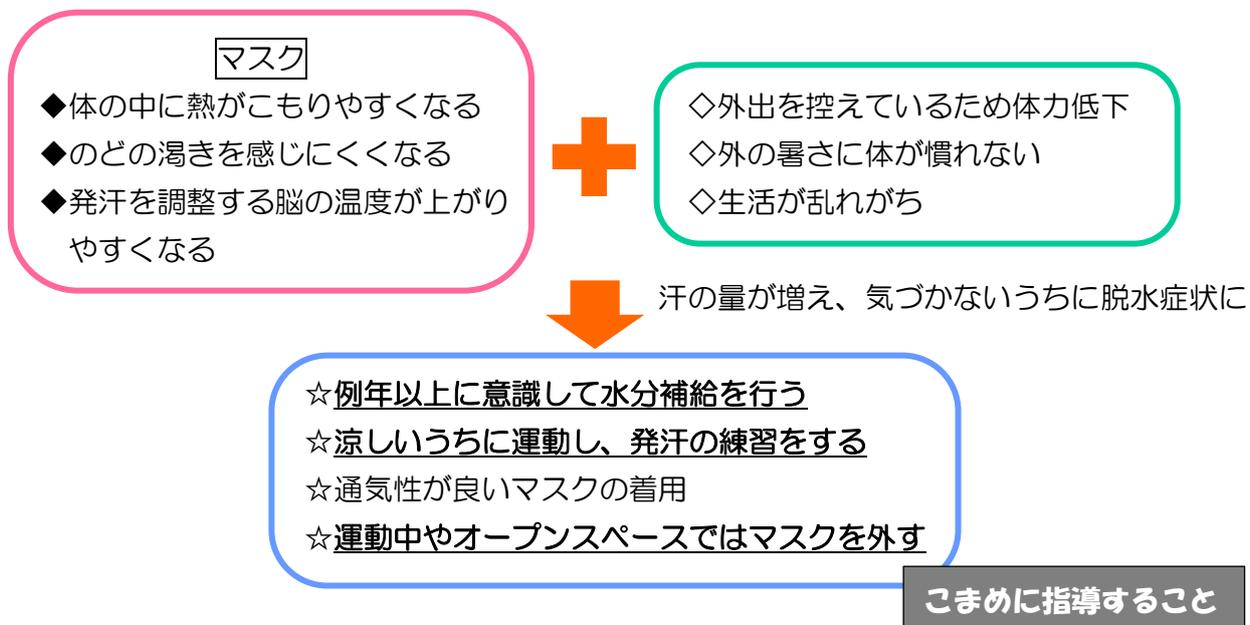


※ほか 鼻水・鼻づまり・のどの痛みなど

熱中症の主な症状



暑い中、マスクをつけていると熱中症の危険が高まる。



別紙4：「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動から 徐々に実施	リスクの低い活動から 徐々に実施し、 教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の間隔	十分な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を 行った上で実施

「レベル3」：生活圏内の状況が、「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況である地域

「レベル2」：生活圏内の状況が、

- ①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域
- ②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたこと等により当面の間注意を要する地域

「レベル1」：生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらぬもの